

東京都行政書士会大田支部との災害時協力協定締結について

災害時協力協定を締結した団体につきまして、次のとおりご報告いたします。

1 目的

区内に災害が発生した際、被災者等支援に向け行政書士が関与できる業務相談を区と行政書士会が協力して実施するため、今回、協定締結することとした。

2 業務内容

災害等発生時に行政書士が関与できる業務相談を行う。

(例)り災証明書交付申請に関する相談、災害給付金等の申請に関する相談、行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関する相談

3 対象者

- ・区内在住・在学・在勤者
- ・大田区外から区内に避難した者

4 費用負担

行政書士業務相談は無料とし、被災者等からは報酬は受けとらない。

行政書士業務相談に伴う、交通費などの必要な経費は協議のうえ、区側で負担する。

5 施行日

令和3年4月1日